

「国際化拠点整備事業（グローバル30）プログラム委員会」の
審議内容等の取扱いについて（案）

1. 審議内容について

(1) 「国際化拠点整備事業（グローバル30）プログラム委員会」（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会で非公開とする決定をしたときは、この限りでない。

- ① 審査・評価に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

(2) 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

(3) 採択された取組等は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

2. 委員等の氏名について

委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。